大船渡中学校統合改修（電気設備）工事　特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　　岩手県大船渡市大船渡町字永沢94番1

2．建物概要

改修建物概要

NO	建　物　名	構造	階数	延べ面積（㎡）	建設年
1	校舎棟（当初）	鉄筋コンクリート造	地上3階	5424	1982年
2	校舎棟（増築）	鉄筋コンクリート造	地上3階	766	1984年
3	屋内運動場	鉄骨造	地上1階	1516	1982年
4	渡り廊下	鉄骨造	地上2階	43	1984年
5	共同調理場（当初）	鉄筋コンクリート造	地上1階	200	1982年
6	共同調理場（増築）	鉄骨造	地上1階	11	2007年

3．工事種目（●印の付いたものを適用する。）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	工事種別：校舎	屋内運動場		屋外	備考
● 電灯設備	●	●			
● 動力設備	●	●			
○ 電気自動車用充電設備					
● 電熱設備	●	●			
○ 雷保護設備					
● 受変電設備				●	
○ 電力貯蔵設備					
● 発電設備	●	●			
● 構内情報通信網設備	●				
● 構内交換設備	●				
○ 情報表示設備					
○ 映像・音響設備					
● 拡声設備	●	●			
● 誘導支援設備	●				
● テレビ共同受信設備	●				
○ 監視カメラ設備					
○ 駐車場管制設備					
○ 防犯・入退室管理設備					
● 火災報知設備	●	●			
○ 中央監視制御設備					
○					
● 構内配電線路				●	外灯設備を含む
○ 構内通信線路					
○					

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●印が付いたものを適用する。

- ●　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和７年版）　（以下「標準仕様書」という。）
- ●　公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和７年版）(以下「改修標準仕様書」という。)
- ●　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和７年版）　（以下「標準図」という。）

（2）機械設備工事を本工事に含む場合は、機械設備工事は機械設備の部の特記仕様書を適用する。
なお、機械設備の部の特記仕様書は（　／　）図による。

2．特記仕様

項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	○適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速（Ｖｏ＝　　） 地表面粗度区分（　　） ○ 積雪荷重 建設省告示第１４５５号における区域　別表（　　）
	● 電気工事士	最大電力５００ｋＷ以上の場合においても、第１種電気工事士により施工を行う。
	● 機材の品質等	（１）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （２）下表に機材名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。 ただし、次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①　品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②　生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③　安定的な供給が可能であること。 ④　法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤　製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥　販売、保守等の営業体制を整えていること。

機材名	製造業者等名
LED照明器具（一般屋内用に限る。）	
照明制御装置	
可変速運転用インバータ装置	
分電盤	
制御盤	
キュービクル式配電盤	
高圧スイッチギア（CW）	
高圧スイッチギア（PW）	
高圧交流遮断器	
高圧変圧器（特定機器）	
高圧進相コンデンサ	
高圧限流ヒューズ	
高圧負荷開閉器	
交流無停電電源装置（常時インバータ給電方式（簡易型）を除く。）	
太陽光発電装置　（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置）	
監視カメラ装置	
中央監視制御（監視制御装置）	

章	項目	特記事項
一般共通事項	● 環境への配慮	（１）本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和７年１月閣議決定）」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。 （２）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②　接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③　接着剤は、可塑剤（フタル酸ジｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④　①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	● 他工事との取合い	施工範囲　図面に特記なき場合は、「工事区分表」による。
	● 耐震施工	設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし、重量１ｋＮ以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合はこの限りではない。 ①設計用水平地震力 機器の重量［ｋＮ］に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は設計用標準水平震度は次による。

設計用標準水平震度

	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振支持の機器	２．０	２．０	２．０	１．５
	水槽類	２．０	１．５	１．５	１．０
中間階	機器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振支持の機器	１．５	１．５	１．５	１．０
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６
地階・１階	機器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振支持の機器	１．０	１．０	１．０	０．６
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６

・上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。
・中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しない階とする。
・水槽類には燃料小出タンクを含む。
・重要機器は次のものを示す。

- ●　配電盤　　○　発電装置（防災用）　　○　直流電源装置
- ○　交流無停電電源装置　　○　交換装置　　●　自動火災報知受信機
- ○　中央監視制御装置　　○　　○

②設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

章	項目	特記事項
	○石綿含有製品調査	イ）撤去機器、器具等について石綿含有製品調査を行い、監督職員に報告する。 調査範囲（　○　　○　　） 調査方法（　○型番確認の上、製造者ﾋｱﾘﾝｸﾞ　○　　） ロ）下記の石綿含有製品の定性分析調査を行うものとし、採取部位及びサンプル数は監督職員と協議する。 なお、調査にかかる費用は、　○本工事　　○別途　　とする。
	● 仮設工事	● 監督職員事務所 ○ 設ける。（規模及び仕上げの程度、設置する備品等の種類及び数量等は現場説明書による） ● 設けない。 ● 足場その他 ● 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ○ 本工事で設置する。 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。 ○　内部足場　　種別 ○　脚立、足場板等　　○ ○　外部足場　　種別 ○　Ａ種 ○　Ｂ種 ○　Ｃ種 ○　Ｄ種 ○　Ｅ種 防護シート　○　設置する。　○　設置しない。 ○ 材料、撤去材等の運搬方法（建築改修工事編2.2.1　表2.2.1による。） 種別 ○　Ａ種 ○　Ｂ種 ○　Ｃ種 ○　Ｄ種 ○　Ｅ種 ○ 仮設間仕切り 種別 ○　Ａ種 ○　Ｂ種 ○　Ｃ種 ● 既設部分の養生 ●　行う　（○　ビニルシート等　○　　） ○　行わない ● 工事用電力、工事用水　　●施設との協議による ○　工事用電力　構内既存施設を　○ 利用できない ○ 利用できる（○有償　○無償） ○　工事用水　構内既存施設を　○ 利用できない ○ 利用できる（○有償　○無償）
	○ 埋戻し及び盛土	種別　○根切り土の中の良質土 ○Ａ種　○Ｂ種（ただし、コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類）

章	項目	特記事項
一般共通事項	● はつり	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。 また、金属探知により電源供給の停止ができる附属装置を使用する。
	○ 非破壊検査	イ）放射線透過検査等による埋設物の調査 ロ）範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。
	● あと施工アンカー	イ）あと施工アンカー　接着系アンカー　（接着剤（有機系）） 金属拡張系アンカー　（本体打込み式　）
	ロ）試　験	性能確認試験　○ 行う　○ 行わない 施工後確認試験　○ 行う　○ 行わない
	○ 撤去跡の補修	機器撤去後の天井、壁及び床等の補修は既存仕上げと同等の補修とする。
	● 既存施設等の復旧	施工に際し既存設備、施設等に損害を及ぼした場合は、原状に復旧する。
	● 完成時の提出図書	工事完成時に下記の図書を監督職員に提出する。なお、施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に譲渡するものとする。 ●　完成図等　○改修標準仕様書1.11.2～1.11.3による。　●監督員の指示による。 ●　写真　●　工事用、完成用ともカラーとし、監督員の指示による。 ●　その他書類　●　監督員の指示による。　○ ●　ＣＡＤデータの提出　●　監督員の指示による。　○ ●　電子納品対象書類については、「岩手県電子納品ガイドライン」による。
	● 組立保険等	本工事の受注者は、工事目的物及び工事資材に対して、下記により組立保険等に加入し、その保険証書の写しを監督職員に提出する。 加入金額　　請け負う金額の１００％ 加入時期及び期間　　資材搬入前から工事完成後３０日まで 保険契約締結後に請負代金額の増額又は工期延長があった場合は、保険契約を変更すること。
	○ 経年検査	本工事完成１年後の経年検査 ○ 有り　　○ 無し
	● 電源周波数	５０ＨＺ
	○ 支持金物・固定金具	イ）屋外機器及び屋外の配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製（ＳＵＳ３０４）とし、屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。 ロ）振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。
	● 既存盤の改造	○ 下記盤類の改造等は、製造者等による作業とする。 ○　分電盤　　○　制御盤　　○　受変電盤　　○ ○ 盤類の改造前と改造後に関連する器具類、回路等の動作確認試験を行い、試験成績書を監督職員に提出する。 ● 盤類の工事完了後に、単線結線図の更新を行う。
	○ 総合動作試験	各機器の個別運転後に下記の設備について総合動作試験を行い、試験成績書を監督職員に提出する。 ○　照明制御装置　　○　受変電設備　　○　電力貯蔵設備 ○　発電設備　　○　駐車場管制設備　　○　防犯･入退室管理設備 ○　中央監視制御設備　　○　　○
	● 電線・ケーブル	新設する電線類は、図面に「ＥＭ－○○」の記載がなくとも、ＥＭ電線、ＥＭケーブルを使用する。
	○ ケーブルの種類	ＥＭ－高圧架橋ポリエチレンケーブルは、ＪＣＳ　４３９５「６６００Ｖ架橋ポリエチレンケーブル（３層押出型）」によるものとする。
	○ 厚鋼電線管	屋外、及び地下ピットで使用する厚鋼電線管のうち特記のないものは「内外面溶融亜鉛めっき（めっき付着量３００ｇ／㎡以上）」仕上げとする。
	○ 合成樹脂製可とう管	合成樹脂製可とう管はＰＦ管（一重管）とし、温度による分類はタイプ－２５とする。
	● 電線本数、管路など	分電盤、制御盤、端子盤などの２次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは、監督職員の承諾を受けて、変更してもさしつかえない。
	○ インサート	床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。
	● フラッシュプレート	●　金属製（ステンレス、新金属も含む）　　○　樹脂製
	● フロアプレート	●　アルミ製　　○　銅合金製 水平調整付プレート（空転防止リング付）とする。
	○ 監視・制御ｼｽﾃﾑのｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ	外部ネットワークと接続する制御システム ○ あり（対象設備　○　受変電設備　　○　構内情報通信網設備 ○　中央監視制御設備　○　　） ○ なし 外部ネットワークと接続する箇所の不正アクセス防止対策 ○ ファイアウォール　　○　統合脅威管理(UTM) 盤・キャビネットの錠の鍵 ○ 製造者の標準鍵 ○ 鍵の指定あり 対策機器（○　分電盤　○　制御盤　○　キュービクル　○　端子盤 ○　通信キャビネット　○　　）
	○ 接地極の種別及び位置表示	図面に特記なき場合は、表１「接地極一覧表」による。
	○ 塗装	○ 居室に設置する分電盤は指定色塗装を施す。 ○ 下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 （　○　居　室　　○　　○　　○　　）
	● 機器取付高さ	図面に特記なき場合は、表２「機器取付高さ」による。

章	項目	特記事項
各設備	● タンブラスイッチ	●　ネーム付き　　○ネーム無し
	○ ＯＡフロア用配線器具の蓋	○　アルミ製　　○　樹脂製
	○ ﾊｰﾈｽｼﾞｮｲﾝﾄ用ＯＡﾀｯﾌﾟ	特記の無いﾊｰﾈｽｼﾞｮｲﾝﾄ用ＯＡﾀｯﾌﾟは次の仕様とする。 ２Ｐ15Ａ（接地極付抜止形）×４ｺｰﾄﾞ3m（ﾏｸﾞﾈｯﾄ付）通電表示灯付
	○ 人感センサ用プレート	照明の人感センサ制御を行う部屋には、下記の注意プレートを設置する。 材質：アクリル　　文字：印刷文字　　寸法：W=180mm程度,H=50mm程度 参考文例：「人の動きを検知して点灯します。一定時間動きがなければ消灯しますので、その際は再度身体を動かしてください。」 注意プレート設置室：　○ 便　所（計　　枚）○　　（計　　枚）
	○ ﾀｰﾐﾅﾙﾕﾆｯﾄ付ﾘﾓｺﾝﾘﾚｰ	天井内に取付けるターミナルユニット付リモコンリレーの設置場所は、原則として点滅系統内の第１照明器具近傍とする。 ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議する。
	● ＬＥＤ照明器具	ＬＥＤ照明器具の制御装置記号が特記されていないものは「一般形（ＬＮ）」とする。
	● 照度測定	一般照明の照度測定箇所は、下記によるものとし監督職員に報告する。 ● 明るさセンサが設置される部屋は、センサ１個につき１箇所以上 ● 明るさセンサが設置されない部屋は、各室１箇所以上（教室は４箇所以上）
	○ 照度測定（非常用の照明装置）	非常用の照明装置の照度測定箇所は工事全体で計　　箇所以上とし、監督職員に報告する。
	● 分電盤	● 分電盤の分岐回路に使用する配線用遮断器及び漏電遮断器は、JIS協約形の１Ｐサイズ(100V2P1E,200V2P2E)とする。 ○ 埋込形分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器４個以下の場合（ＰＦ２２）を１本、５個以上の場合（ＰＦ２２）を２本、天井まで立上げる。
	○ 制御盤	配管ボンドとなる負荷には接地端子を設けない。

表１「接地極一覧表」
接地極の種別は下記を標準としEBの長さは1,500mmとする。ただし、D=10は1,000mm、W=30は1,200mmとする。又、装柱機器及び屋外灯用接地極の埋設標は不要とする。

	接地の種別	記号	接地抵抗値	接地極の規格、数量
○	雷保護用接地	EＬＡ	Ω以下	ＥＰ×２
○	雷保護用接地	EＬＡ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×　連ー　組
○	共　同　接　地	EＡ ED EＬH	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○	共　同　接　地	EＡ EC ED	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○	Ａ　種　接　地	EＡ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○	Ｂ　種　接　地	EＢ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×２
○	Ｃ　種　接　地	EＣ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○	Ｄ　種　接　地	EＤ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
○	漏電遮断器回路	EＥＬ	５００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
○	構内交換機（陽極用）	Eｔ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○	本配線盤の保安装置	EＡｔ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○	電話引込口の保安器	EＬｔ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
○	アンテナ保安器	EＬｔ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
○	拡声増幅器	EＤｔ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
○	防犯装置用	EＳ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連ー　組
○				
○	測定用補助接地極	EＯ	―――	ＥＢ（Ｄ＝１０又はＷ＝３０）×１
○	避雷器用（低圧用）	EＬＬ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○	避雷器用（高圧用）	EＬＨ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○	避雷器用（モデム用）	EＭＤ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１

表２「機器取付高さ」

	機器	測点	取付高(mm)
共通	積算用計器	地上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200
電灯	分電盤	床上～中心	1,500（上限1,900以下）
	ｽｲｯﾁ（一般）	床上～中心	1,300
	ｽｲｯﾁ（ﾊﾟﾘｱﾌﾘｰﾄｲﾚ）	床上～中心	1,100
	ｽｲｯﾁ（和室）	床上～中心	1,200
	ｺﾝｾﾝﾄ（一般）	床上～中心	300
	ｺﾝｾﾝﾄ（和室）	床上～中心	150
	ｺﾝｾﾝﾄ（台上）	台上～中心	150～200
	ｺﾝｾﾝﾄ（厨房）	床上～中心	800～1,000
	ｺﾝｾﾝﾄ（車庫）	床上～中心	1,300
	ｺﾝｾﾝﾄ（機械室）	床上～中心	500～1,000
	ｺﾝｾﾝﾄ（屋外）	地上～中心	1,000～1,300
	ﾌﾞﾗｹｯﾄ（一般）	床上～中心	2,100～2,300
	ﾌﾞﾗｹｯﾄ（踊場）	床上～中心	2,000～2,500
	ﾌﾞﾗｹｯﾄ（鏡上）	鏡上端～中心	150
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500（上限1,900以下）
	開閉器箱	床上～中心	1,500
	制御用ｽｲｯﾁ	床上～中心	1,300
雷保護	試験用接地端子箱	床上～下端	800
受変電	接地端子箱	床上～中心	500
誘導支援等	呼出しﾎﾞﾀﾝ（ﾊﾟﾘｱﾌﾘｰﾄｲﾚ用）	床上～中心	900、400（各1個）
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ（親機）	床上～中心	1,300
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ（玄関子機）	床上～中心	1,100
	廊下表示灯（復旧ﾎﾞﾀﾝ付）	床上～中心	1,300
	ｽｲｯﾁ（車椅子用）	床上～中心	1,100
	ｺﾝｾﾝﾄ（車椅子用）	床上～中心	900

	機器	測点	取付高(mm)
電話	集合保安器箱	天井～上端	200
	端子盤	床上～中心	1,500（上限1,900以下）
時計拡声	壁付電話機	床上～中心	1,300
	壁付ｱﾅｳﾝｽﾚｯﾄ（一般）	床上～中心	300
	壁付ｱﾅｳﾝｽﾚｯﾄ（和室）	床上～中心	150
	壁掛形親時計	床上～中心	1,500（上端1,900以下）
	壁付子時計	床上～中心	天井高×0.9
	壁付形ｽﾋﾟｰｶ	床上～中心	天井高×0.9
	壁付ｱﾝﾌﾟﾗｰﾀ	床上～中心	1,300
表示等	情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9
	壁付発信機	床上～中心	1,300
	ﾍﾞﾙ､ﾌﾞｻﾞｰ､ﾁｬｲﾑ	床上～中心	2,300
	壁付押ﾎﾞﾀﾝ（一般）	床上～中心	1,300
インターホン	ﾃﾚﾋﾞｲﾝﾀｰﾎﾝ（親器）	床上～中心	1,400
	ﾃﾚﾋﾞｲﾝﾀｰﾎﾝ（子機）	床上～中心	約1,350
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ（一般）	床上～中心	1,300
	壁付ｱﾅｳﾝｽﾚｯﾄ（一般）	床上～中心	1,300
テレビ	機器収容箱	天井～上端	200
	機器収容箱(EPS)	床上～中心	1,500（上限1,900以下）
	ﾃﾚﾋﾞ端子（一般）	床上～中心	300
	ﾃﾚﾋﾞ端子（和室）	床上～中心	150
火災報知	受　信　機	床上～操作部	800～1,500
	副受信機	床上～操作部	800～1,500
	機器収容箱	床上～操作部	800～1,500
	発　信　機	床上～操作部	800～1,500
	表　示　灯	床上～中心	2,100
	警報ﾍﾞﾙ	床上～中心	2,300
ガス漏れ検知器	液化石油ｶﾞｽ用	床上～上端	300
	都市ｶﾞｽ用(軽質)	天井～上端	150
	都市ｶﾞｽ用(重質)	床上～上端	300

備考）天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さにおいて機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。

特記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	業務番号	工事名称	縮尺	図面区分	電気設備
				25037	大船渡中学校統合改修(電気設備)工事	NO SCALE	図面番号	E-01
					図面内容：電気設備工事特記仕様書			